

弁護士の

法律ケミカル ピーリング

～ひと皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議、なんだかつつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

第25回(最終回) 民法改正の影響

今回で私の連載も最終回となる。いままでお読みいただきありがとうございました。

長く続いたものも、時代の変化などによって変わってくるのは連載記事も法律も同じであるが、民法という法律は非常に長い期間、日本の取引ルールを支配してきた法律である。

民法は我が国でも100年の歴史を有する古い法律で、1898年に施行されている。民法は取引の法であるが、取引に関するルール自体は江戸時代、いやもっと昔にも商取引が広く行われていたのであるから、それ以前にもあったはずである。8世紀の大宝律令にも取引のルールが記載されていたようであるが、江戸時代などでは各藩主の命令などで取引ルールが定められたり、商人間の慣習的ルールで規律されていたようである。徳川吉宗が幕府公認の米切手転売市場として堂島米会所を認め、世界初の公設デリバティブ市場とされているように、高度な取引ルールの整備は公私ともに進んでいたようである。

しかし、明治維新になっても、国家の制定した成文の法典として取引ルールブックは存在していなかった。欧米列強は、日本に経済進出するにあたり、取引ルールの明確化を迫るようになる。近代国家と

して、欧米列強と対等に付き合うことを悲願としていた明治政府は、取引の基本法である民法の制定を考えた。当時の司法卿(法務大臣)江藤新平の命を受けて、フランス留学経験のある箕作麟祥は、ナポレオンが作ったといわれるフランス民法を翻訳した。しかし江藤が失脚したため頓挫し、お抱え外国人ボアソナーの案などを経て、富井政章、穂積陳重、梅謙次郎による民法案作成となった。

それで主にドイツ(プロシア)の民法を参考に世界中の取引ルールなどを集めて作ったのが民法典で、これが100年以上にわたって取引および家族関係や相続などの基本ルールとして活用されてきた。家族法の部分は第二次世界大戦後の家制度の解体に伴い、大幅に改正されて、別の法律になった部分はあるが、取引関係のルールは微修正や借地借家法(できたときは借地法、借家法)、労働契約法など特別法を除いて、一貫して引き継がれている。令和2年4月1日施行の大修正も、大きく変更を加えているといっても、パラダイム転換の部分は一部分にすぎない。その意味では、よくできた百年通用する規範であったといえる。また、支配被支配といった関係は、王権神授説、皇帝支配、連邦大統領、絶対王政から立憲民主制など、さまざまであるが、欲と商売の円滑化を考えた取引ルールは、人間としての本能的なものが反映されているのか、古今東西共通するものが多く、そう簡単には変わらないようである。民法が参考にしたとされるプロイセン法もフランス法も、元はといえばローマ法である。

本稿は、美容関係の、とくにクリニックを経営、勤務している先生方が読む記事であるから、個々の変更条文などは誌面の制限もありお話ししないが、いくつか重要な変更点を述べておく。

1つは時効制度の大幅な変更である。消滅時効について大きく制度改革が行われた。従前の規定を振り返ってみれば、医療関係の損害賠償債権についての時効で医師にとっていくつか関係がある規定があった。まずは不法行為の消滅時効。これは医師個人が訴えられる規定である、旧法下では「損害及び加害者を知った時から」3年で時効消滅した。手術をして、死亡したら、死亡の時から3年。レーザー照射で熱傷を生じて、設定が悪いと言われたら、熱傷瘢痕の後遺障害認定を行ってから3年であった。医師個人の賠償責任を前提として、病院が使用者責任(民法715条)を問われた場合でも同様である。

次が債務不履行の消滅時効。これは請求できる時から10年とされていた。起算点は診療行為の場合は不法行為とあまり変わらない。

そして除斥期間。これは行為時から20年間。時効と異なり、時間がたてば何があっても消滅という考えが判例であった。医師会などが20年間カルテを保存しておけというのは、これを根拠としている。

今回の法改正では、これら3つとも大きく変更され、ひたすら医師や医療機関に不利になった。